

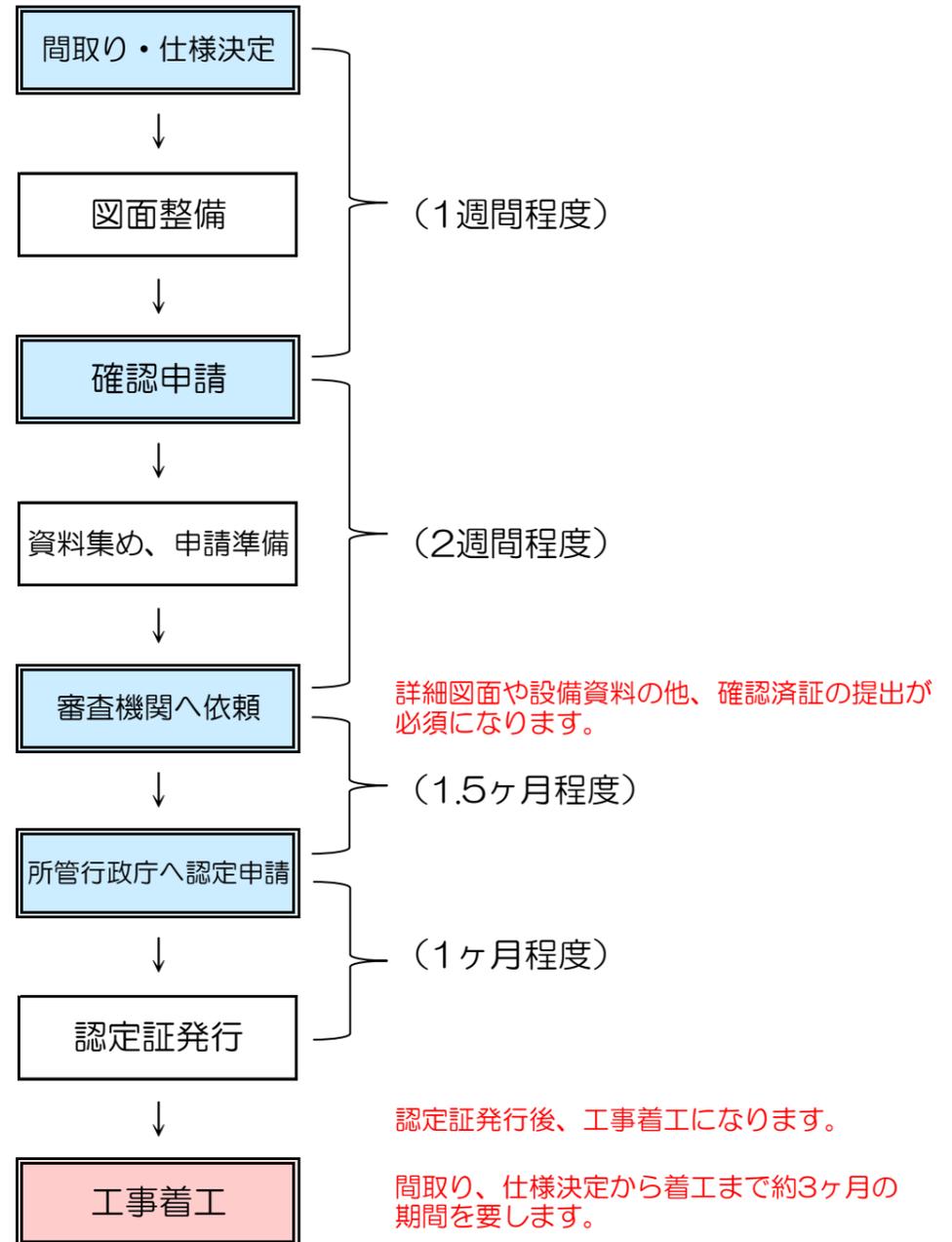
# 低炭素建築物(住宅)の認定制度とは…

東日本大震災を契機に、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっています。そのため、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが課題となっています。この様な社会の流れに伴い、平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されました。低炭素建築物の新築の際には、税制優遇や建築確認申請時の容積率緩和などのメリットがあります。

## ◇認定低炭素住宅の住宅ローン控除

入居年	平成26年4月～平成29年12月31日	
住宅の種類	一般住宅	低炭素住宅
控除対象借入限度額	4,000万円	5,000万円
控除期間	10年	
控除率	1.00%	
最大控除額 (年間控除額)	400万円 (40万円)	500万円 (50万円)
住民税からの控除額限度	13.65万円	

## ◇認定手続きの流れ



## ◇注意点

- ①認定手続きを行う場合、間取り・設備機器・空調機器の変更は一切できませんのでご了承ください。
- ②申請時、建築確認済証が必要となります。
- ③認定証発行後の着工となりますので、着工3ヶ月前までに間取り、設備機器、空調機器の決定をお願いします。

## ◇オプション価格 (税抜)

- 断熱強化 (柱4寸角、断熱材120mm) 315,000円
- 内部建具追加 70,000円
- 玄関ドアのグレードアップ (D2仕様) 13,000円
- 認定申請代行費 200,000円